

5. (Gno.11) ドイツ刑事判例研究 (ドイツ刑法研究会)

代表：曲田 統

1987 年度 (開始)

【研究の目的】

日本の刑法学の発展に寄与するためには、ドイツ刑法学の理論面のみならず、判例実務の動向をも的確に押さえることが必要である。本研究会は、このうち特に後者を重視し、ドイツの刑事判例の中から、特に日本刑法学に対して示唆的な諸判例を選び、各判例の事実および理由を正確に訳出し、判例・学説上の意義を明らかにすることを目的とする。

【研究活動及び成果】

総括

研究会について、以前のような実施要領で進めたいと考えてきているところではあるが、2024 年度内には実現できなかった。従前は、博士後期課程に在籍する者が報告担当者となり、出席メンバーと議論するという手法をとっていたが、こうした手法の継続が必ずしも容易でなくなっていることから、今後の研究会の実施方法については引き続き検討していきたい。